

○職員の管理職手当に関する規則

制 定 令 3.3.18 規 2

改 定 令 6.12.17 規 3

(趣 旨)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定による管理職手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(支給範囲及び手当月額)

第 2 条 条例第 16 条第 1 項に規定する管理者が指定する職員及び同条第 2 項に規定する管理職手当の月額、別表に掲げる職にある職員並びに月額とする。

(支給方法)

第 3 条 月の途中において管理職手当を支給すべき事由が生じた場合又は消滅した場合の管理職手当の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 月の途中において管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合

(2) 月のうちに勤務しない日(勤務を要しない日及び年次休暇を付与された日その他管理者が定める日を除く。)がある場合

3 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

(支給日)

第 4 条 管理職手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別 表

職	常 勤 の 職 員	再 任 用 職 員 及 び 一 般 任 期 付 職
事 務 局 長	月 額 6 1 , 0 0 0 円	月 額 5 0 , 0 0 0 円
総 務 課 長	月 額 4 6 , 0 0 0 円	
防 潮 課 長 主 幹	月 額 4 6 , 0 0 0 円	

備 考

再任用職員とは、職員の再任用に関する条例（平成 22 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）により採用された職員をいう。

一般任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 2 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）により採用された職員をいう。

短時間勤務の職を占める職員にこの表を適用する場合における手当額は、この表の規定にかかわらず、この表に定める月額に、職員の勤務に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 13 号）第 9 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6,12, 17 規則 3）

この規則は、公表の日から施行する。

- 2 改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（管理職手当の内払）

- 3 改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行日の前日までの間に職員に支払われた管理職手当は、改正後の規則の規定による管理職手当の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。